

その食品表示 大丈夫ですか？

どんなに自信を持って作った商品でも
食品表示が適正でないと販売できません！
商品の表示を確認してみましょう！



令和8年8月作成

① 食品表示法に基づく一括表示と栄養成分表示 表示項目は適正ですか？

例 1

名称	(一般的な名称)
原材料名	〇〇(□□製造)、 ●● / ▲▲
内容量	100g
消費期限	20▲▲. 〇. 〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	島根県・・・番地

例 3

栄養成分表示 (製品100g当たり)	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

推定値

表示項目
の順番は
変えられ
ません！

例 2

名称	
原材料名	
添加物	
内容量	
賞味期限	
保存方法	
販売者	

製造所

- ☐ 表示の内容は、製品規格書やFCPシートと整合性が取れていますか？
- ☐ 文字の大きさは8ポイント以上になっていますか？
- ☐ 表示の項目の順番は合っていますか？

② アレルゲン表示 抜けはありませんか？

特定原材料(義務表示)9品目

えび、**カシューナッツ※**、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）



※カシューナッツは令和8年4月に特定原材料に追加されました
商品に含まれている場合は、令和10年3月までに必ず表示してください

特定原材料に準じたもの(推奨表示)20品目

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

- ☐ 原材料として使用している調味料や加工食品のアレルゲンも確認しましたか？
- ☐ 使用している食品添加物のアレルゲンも確認しましたか？
- ☐ 製品規格書や原材料配合表と整合性は取れていますか？

③ 期限表示に根拠はありますか？

- 食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限の設定をしましょう

微生物試験

理化学試験

官能検査

- 期限設定の根拠資料は必ず保管しましょう

検査機関で行った検査結果

自社で行った官能検査結果

など

商品の期限と保存方法はセットで考えましょう！



④ 原料原産地表示 書き忘れていませんか？

- 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（対象原材料といいます）について原産地表示が必要です

（※食品表示基準別表第15に掲げられている品目は、別に規定があります）

原材料名	さば（ 国産 ）、みそ、・・・
------	------------------------

 対象原材料が**生鮮食品**の場合、【 **産地** 】で表示されていますか？

原材料名	小麦粉（ 国内製造 ）、砂糖、・・・
------	---------------------------

 対象原材料が**加工食品**の場合、【 **製造地** 】で表示されていますか？

⑤ 気を付けよう「無添加」表示

安易に「無添加」や「不使用」と表示していませんか？
消費者に誤認を与えないよう気を付け、わかりやすい表示にしましょう！



⚠️「無添加」とだけ
表示するのは
やめましょう！

- ☐ 【無添加】や【不使用】を強調しすぎていませんか？
- ☐ 【無添加】と書いている場合、何を添加していないか明確に表示していますか？
- ☐ 【保存料無添加】【甘味料無添加】等と書きながら類似の効果がある原材料や食品添加物を使用していないですか？

一度「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」をご確認ください

消費者庁 添加物 ガイドライン



⑥ 虚偽・誇大表示はないですか？

疾病の予防や体の機能の一般的増強、増進など効果効能を謳っていませんか？

疾病の治療又は予防を目的とする効果や身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果など医薬品的な効果効能を標ぼうすることはできません！

例

- ・ **生活習慣病予防**
- ・ **がんが治る**
- ・ **高血圧の改善**
- ・ **老化防止**
- ・ **肝機能向上**
- ・ **疲労回復**



出展：健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（冊子）

- ☐ 消費者を誤認させる健康保持増進効果の表現はありませんか？
- ☐ 実際のものよりも著しく優良と思わせる表現はありませんか？

⑦ 合理的な根拠がありますか？

【日本一】 【世界初】 【唯一】 【希少な】
【逸品】 【最高級】 【グルテンフリー】 など

表示する場合は客観的な裏付けが必要です

合理的な根拠とは

- 試験・調査データ、専門機関の見解や学術文献など、客観的に実証されたものであること
- 表示された効果、性能が、上記の客観的に実証された内容と適切に対応していること

⑧「無農薬」の表示は禁止されています

×誤解を招くため禁止されている表現 ○ガイドラインに基づく正しい表示

× 無農薬

× 農薬・化学肥料不使用

△ 農薬を使ってません

消費者が栽培中に農薬を使用していないだけでなく「土壌の残留農薬や、近隣からの飛散農薬も一切ない」と誤認するおそれがあるため、『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』で表示禁止事項となっています。

※通販サイト等の商品ページ
(Webサイト)での説明についても、
同様に表示してはいけません。

「農薬：栽培期間中不使用」

「化学肥料：栽培期間中不使用」

※ガイドラインに基づく一括表示欄には、
加えて「栽培責任者」や「確認者」等の情報も併記する必要があります。

※ガイドラインに基づく一括表示に上記が
正しく記載されている場合に限り、説明文
内での補足表現「農薬を使ってません」が
使えます。

▼資料参照先

農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」

1. 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン
2. 同ガイドラインQ&A（特にQ6など）

最終確認！

- ☐ 表示項目（一括表示・栄養成分表示）は適正ですか？
- ☐ アレルゲン表示に漏れはありませんか？
- ☐ 期限表示の根拠資料を保管していますか？
- ☐ 原料原産地表示は適正ですか？
- ☐ 食品添加物の不使用表示をしている場合、誤認を与える表示ではありませんか？
- ☐ 虚偽・誇大表示はありませんか？
- ☐ 食品表示等に関する相談窓口はご存じですか？

⑨ 食品表示等相談窓口

● **景品表示法(優良誤認等)**
消費と暮らしの安全室
(県内全域)

☎ 0852-22-6216

● **リサイクルマーク関係**
中国四国農政局
経営・事業支援部 食品企業課
(県内全域)

☎ 086-224-4511

● **食品表示法・健康増進法(一括表示、栄養成分表示、食品の機能性表示等)**

機関名	管轄地域	連絡先
松江保健所	松江市、安来市	0852-67-7570
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9667
出雲保健所	出雲市	0853-21-1185
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0854-84-9805
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5575
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-31-9551
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	08512-2-9714